

岐阜県公報

号 外 (5) 平 成 二 十 九 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則（昭和三十九年岐阜県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項の表副教育長の項中、図書館長、高山陣屋管理事務所長、文化財保護センター所長、博物館長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第六号

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

目 次

規 則

○岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

（管 財 課）

一

訓 令 甲

○岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

（管 財 課）

一

○岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

（同）

二

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「、総務部管財課県庁舎建設室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県健康科学センターの項の次に次のように加える。

計量検定所	岐阜市西河渡	所長
-------	--------	----

別表美術館の項の次に次のように加える。

図書館	岐阜市宇佐	総務課長
博物館	関市小屋名	総務課長
高山陣屋管理事務所	高山市八軒町	所長

文化財保護センター 岐阜市三田洞東 総務課長

別表南飛騨健康増進センターの項中「健康福祉政策課」を「保健医療課」に改め、「駐在」の下に「の」を加え、同表西濃子ども相談センターの項及び飛騨子ども相談センターの項中「所長」を「総務課長」に改め、同表古川土木事務所の項を削り、同表中

野笹町職員アパート	美濃加茂市野笹町	可茂県事務所副所長兼振興防災課長
広見職員アパート	可児市広見	

野笹町職員アパート	美濃加茂市野笹町	可茂県事務所副所長兼振興防災課長
-----------	----------	------------------

改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年四月一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社